

取扱店

【下関E a tクーポン事業】 取扱店の募集について

令和7年6月

本事業は、旅行形態や宿泊ニーズの変化に伴い、近隣の飲食店の利用を促す、「泊食分離」を推進している宿泊施設も増加していることから、宿泊客を誘致する取組として、市内のホテル・旅館等に宿泊する観光客に対し飲食店で使用可能な「下関E a tクーポン」を配付し、消費の下支えをすることで、宿泊者が本市の豊かな食を体験する機会を創出するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的としています。つきましては、本事業の対象となるクーポン券の取扱店を募集しますので、登録要件や事業趣旨を確認の上、下記の手続きによりご応募ください。

1 事業概要

事業主体	下関市
管理運営（事務局）	（一社）下関観光コンベンション協会
クーポン券等名称	下関E a tクーポン
発行数	50,000枚 ※クーポン券（1,000円券1枚）
配付対象とする 宿泊期間	令和7年12月31日まで 但し、なくなり次第終了
券等の有効期間	令和7年7月下旬から12月31日まで
券等の配付対象者 及び配付の条件	配付期間内において、登録宿泊施設に1泊以上宿泊する者で、宿泊者1人につき1泊あたりクーポン券を1枚配付する。 ※宿泊料金に含まれる飲食料金には使用できない。

2 クーポン券の使用範囲等

	下関E a tクーポン券 (額面：1,000円) × 1枚
配付する場所	事前に登録した市内宿泊施設
使用店舗	事前に登録した市内の飲食店（以下、取扱店という）
有効期間	令和7年7月下旬から12月31日まで
使用範囲	①額面未満の使用の場合であっても釣銭の支払いは行わない。 ②転売、譲渡及び換金を行うことができない。 ③交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。 ④盗難、紛失または滅失等にあっても再発行しない。 ⑤クーポン券では宿泊に係る飲食費用の支払いは出来ない。 ⑥クーポン券等利用対象外物品等は下記のとおり。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5項に規定する遊技場営業及び同法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗で提供される商品、サービス等 ・反社会勢力が経営又は運営する店舗で提供される商品、サービス等 ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの ・全国展開するチェーン店 ・その他、各取扱店及び下関市が適当と認めないもの

3 取扱店の登録資格、手続き等

(1) 登録資格

以下の(ア)から(エ)全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 下関市内に店舗等を有する事業者

(イ) 食品衛生法第52条第1項に基づく営業の許可を取得している施設であって、主な営業が飲食サービス業である事業者

(ウ) 飲食店としての営業の実態がある事業者

(エ) 地元食材を取り入れたメニューを提供できる事業者

(2) 申請手続き

登録を希望する事業者は、この募集内容に同意の上、下記①②のいずれかの方法で期限までに登録申請を行ってください。②による申請の場合は、事務局に提出してください。なお、最終申請期限は令和7年8月29日（金）

です。

【登録申請方法】

- ①専用ホームページの登録フォームに必要事項を記入して申請
- ②「下関E a tクーポン事業登録申請書【取扱店】」（様式第6号）及び「下関E a tクーポン換金口座届」（様式第2号）を持参または郵送による申請

（3）登録認定

事務局で審査の上、「下関E a tクーポン取扱店登録証明書（様式第4号）」（又は、「登録不認定通知書（様式第7号）」）を交付します。

（4）換金手続き

事前に登録した市内の金融機関で換金を受け付けますので、指定された受付日において手続きを行ってください。また、換金期間終了後の換金には応じないので、必ず期間内に換金してください。（詳しい換金手続き等については別途お知らせします。）

（5）登録の辞退

登録を辞退する場合には、登録を辞退する日の7日前までに、「下関E a tクーポン事業登録辞退届【取扱店】」（様式第9号）を事務局に提出してください。

（6）登録の取消

虚偽又は不正の方法により登録申請を行った場合又は規定に反する行為をしたと認めるときは、登録を取り消すことがありますので、ご注意ください。

4 広報宣伝

クーポン券等取扱店の情報は「下関E a tクーポン事業」専用のホームページに随時掲載し、広く周知を行います。

ポスター等啓発資材は認定決定後事務局で指定する場所で受け渡しを行います。（場所、時間は後日お知らせします。）

5 実施にあたっての順守事項

実施にあたっては、次の各号に掲げる事項を順守してください。

- （1）受け取ったクーポン券等は厳重に管理を行い、紛失及び不正使用等の防止

に努めなければならない。

(2) 市及び事務局と適切な連絡体制を構築し、クーポン券等の取り扱いに疑義等が生じた場合には直ちに市又は事務局に報告しなければならない。

6 今後のスケジュール (予定)

6月16日(月) 募集開始

7月15日(火) 取扱店第一次締切

7月中旬 ポスター・ステッカー類及びクーポン券の配付

7月下旬 キャンペーン開始

8月29日(金) 取扱店最終申請期限

7 書類提出先

〒750-0018 下関市豊前田町3丁目3-1 海峡メッセ下関2F

下関Eatクーポン事業 事務局

(一社) 下関観光コンベンション協会 担当：上田

電話 083-223-1144 FAX083-223-2443

8 事業に関するお問い合わせ (平日8:30~17:15)

(一社) 下関観光コンベンション協会 担当：中野、上田

電話 083-223-1144 FAX083-223-2443

下関市 観光政策課 担当：岡崎、田中

電話 083-231-1350 FAX083-231-1853